

第1回保育士養成課程等検討会	参考資料4
平成21年11月16日	

改正後全文（下線入り）

雇児発第1209001号  
平成15年12月9日  
一部改正 雇児発第0331020号  
平成18年3月31日  
一部改正 雇児発第0227005号  
平成21年2月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めたので御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙1)

## 指定保育士養成施設指定基準

### 第1 性格

指定保育士養成施設は、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門的職業としての保育士を養成することを目的とする。

指定保育士養成施設は、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業教育機関としての性格を有する。

以上の目的及び性格に鑑み、その組織及び施設については、特にその機能が十分発揮できるように充実されなければならない。

### 第2 指定基準

#### 1 共通事項

指定保育士養成施設の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第6条の2の規定に定める他、下記2から7に適合した場合に行うものであること。

授業等の開設方法は、昼間、昼夜開講制（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第12条に規定する昼夜開講制をいう。以下同じ。）、夜間、昼間定時制又は通信制により実施するものであること。

なお、通信制による指定保育士養成施設（以下「通信教育部」とする）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学又は専修学校の専門課程であって、既に指定保育士養成施設として指定されていることを条件として指定する。

おって、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制を総称する場合には昼間部等とする。

#### 2 修業年限

修業年限は、昼間部又は昼夜開講制をとる場合については2年以上とし、夜間部、昼間定時制部又は通信教育部については3年以上とすること。

#### 3 学生定員

学生定員は、原則として100人以上とすること。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、当該指定保育士養成施設及び地域における保育士の養成に支障を生じさせるおそれがない場合については、学生定員を100人未満とすることができること。

- (1) 当該指定保育士養成施設を含めた学校又は施設全体の経営が不安定なものでないこと。
- (2) 当該指定保育士養成施設への入所希望者数に対して定員数が過度に少数でないこと。
- (3) 地域における保育所等児童福祉施設の保育士の確保が困難とならないこと。

#### 4 教職員組織及び教員の資格等

指定保育士養成施設は、所長、教科担当教員及び事務執行に必要な職員をもって組織

すること。

(1) 所長

所長は専任とし、教育職又は社会福祉関係の職に従事した経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者であること。

なお、所長が当該指定保育士養成施設の教科担当教員を兼ねることは差し支えないこと。

(2) 教科担当教員

ア 組織

(ア) 昼間部等

教科担当教員については、専任の教科担当教員（以下「教科担当専任教員」という。）を入学定員50人につき6人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）別表第1の系列欄に掲げる6系列のうち「総合演習」を除く5系列については、それぞれ最低1人とするのが望ましいこと。

また、入学定員が50人増すごとに、教科担当専任教員を2人以上加えることが望ましいこと。

なお、併せて夜間部を置く指定保育士養成施設にあっては、教育に支障がない限度において、これらの数を減じることができること。

(イ) 通信教育部

通信教育部を置く場合は、昼間部等の教科担当専任教員の数に通信教育部に係る入学定員1,000人につき2人の教科担当専任教員を加えるものとする。

ただし、当該加える教科担当専任教員の数が上記（ア）の規程による昼間部等の教科担当専任教員の数に満たない場合には、昼間部等の教科担当専任教員の数に2割の数を加えたものとする。

イ 資格

教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められた者であること。

- (ア) 博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者
- (イ) 研究上の業績が（ア）に掲げる者に準ずると認められる者
- (ウ) 教育上、学問上の業績ある教育経験者
- (エ) 学術技能に秀でた者
- (オ) 児童福祉事業に関し特に業績のある者

ウ 非常勤教員を置く場合には、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であること。

5 教育課程

(1) 基本的事項

- ① 指定保育士養成施設は、教育課程の編成に当たっては、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。
- ② 告示別表第1の教科目の欄に掲げる教科目（以下「必修科目」という。）は、必ず履修させなければならないこと。

また、告示別表第1に掲げる「小児保健」については、講義及び実習の単位数の配分は同表単位数欄に定める単位数の範囲内で各指定保育士養成施設の判断により行うことができること。

保育内容に関する演習については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）における保育の内容を考慮して、保育所保育の特性である養護と教育が一体となった保育の内容が習得できるよう、科目の開設に配慮すること。

基礎技能に関する演習については、音楽、図画工作、体育等保育を行う上で必要な技能が総合的に習得できるよう、科目の開設に配慮すること。

なお、「保育内容」及び「基礎技能」については、設置すべき単位をまとめて1科目として開設する必要はなく、必要な単位数に分割して科目を開設しても差し支えないこと。

- ③ 告示別表第2の選択必修科目（以下「選択必修科目」という。）については、別表に掲げる系列及び教科目の中から19単位以上を設け、10単位以上を必ず履修させなければならないこと。ただし、設置及び履修ともに、「保育実習」の系列からの2単位以上を含むこと。

なお、選択必修科目について、保育実習以外の系列の教科目及び単位数を各指定保育士養成施設で自主的に設定できるようにしたことの趣旨に鑑み、指定保育士養成施設毎に特色ある教科目及び単位数の編成を行うよう努めること。

- ④ 教養科目については、必修科目との関連に留意して科目を設定する等学生の学習意欲を高めるための創意、工夫に努めること。
- ⑤ 必修科目又は選択必修科目以外の科目を各指定保育士養成施設で設け、入所者に選択させて差し支えないこと。
- ⑥ 告示別表第一又は別表に定める教科目の名称については、各指定保育士養成施設において変更することもやむを得ないが、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する指定に関する申請書の提出に当たっては、当該科目の告示別表第1又は別表における相当科目及びその教授内容の概要を添付させること。なお、令第5条第3項及び規則に規定する学則変更の承認に当たっても同様とする。
- ⑦ 告示に定める教科目のうち、2科目以上を合わせて1科目とすることは、併合された科目の関連性が深いと考えられる場合は差し支えないが、教養科目と、必修科目又は選択必修科目とを併合することは不適當であること。
- ⑧ 指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

- ⑨ 指定保育士養成施設は、その定めるところにより、当該指定保育士養成施設の学生以外の者に1又は複数の教科目を履修させ、単位を授与することができること。

## (2) 通信教育部の教育課程

- ① 通信教育部における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び指定保育士養成施設の校舎等における講義・演習・実験・実習又は実技による授業（以下「面接授業」という。）並びに保育実習により行う。
- ② 指定保育士養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。
- ③ 通信授業
  - ア 通信授業の実施に当たっては、添削指導を併せ行う。
  - イ 通信授業における印刷教材は、次によるものであること。
    - (ア) 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
    - (イ) 統計その他の資料が、新しく、かつ、信頼性のある適切なものであること。
    - (ウ) 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。
  - ウ 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。
- ④ 面接授業  
面接授業の内容は、別表の科目について行うものであること。  
また、面接授業は、指定保育士養成施設の施設及び設備を使用することを原則とする。これ以外の場合には、地方厚生局長に対して、他の施設等で実施する理由、実施場所、担当教官数、その他必要と考えられる事項を記入した申請書を提出の上承認を得ること。

## 6 施設設備

- (1) 校地は、教育環境として適切な場所に所在し、校舎、敷地のほかに学生が休息、運動等に利用するための適当な空地を有すること。
- (2) 校舎、諸施設について
  - ア 校舎には少なくとも次に掲げる各室を設けること。
    - (ア) 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）
    - (イ) 所長室、会議室、事務室、研究室
    - (ウ) 図書室、保健室
  - イ 教室は科目の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えること。
  - ウ 研究室は、専任教員に対しては、必ず備えること。
  - エ 図書室には、学生が図書を閲覧するために必要な閲覧席及び図書を格納するために必要な設備を設けること。
  - オ 保健室には、医務及び静養に必要な設備を設けること。
  - カ 指定保育士養成施設はアに掲げる施設のほか、学生自習室、クラブ室、更衣室を設けることが望ましいこと。
- (3) 指定保育士養成施設には、教員数及び学生数に応じて、教育上、研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備並びに図書及び学術雑誌を備えること。
- (4) その他通信教育に係る校地の面積、諸設備等については、通信教育に支障のないものとする。

## 7 その他

### (1) 昼夜開講制について

ア 指定保育士養成施設は、保育士の養成上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができること。

イ 昼夜開講制を設ける場合には、昼間部の中に募集定員を別にする「夜間主コース」を設けること。この場合においては、学則で昼間コースと夜間主コースごとに学生定員を定めること。

ウ 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障がない限度において4—(2)—ア—(ア)に定める教員数を減ずることができるものとする。

(2) 通信教育部に係る規定については、施行日以前に指定を受けている指定保育士養成施設にあっては平成19年4月1日から適用する。

(別表)

系 列	教 科 目	授業形態	単位数
保育の本質・目的の理解に関する科目	指定保育士養成施設において設定。		
保育の対象の理解に関する科目			
保育の内容・方法の理解に関する科目			
基礎技能			
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2
	保育実習Ⅲ	実習	2

(別紙2)

## 保育実習実施基準

### 第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

### 第2 履修の方法

- 1 保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別(第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設(第3欄)
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習 (必修科目)	5単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A) …保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所

(C) …児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く。)

備考2 保育実習（必修科目）5単位の履修方法は、実習に関する事前及び事後指導1単位のほか、保育所における実習2単位及び、その他（A）に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

備考3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業において、補助者として、20日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあっては、当該事業に補助者として従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習（必修科目）のうち保育所における実習2単位及び保育実習Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとすることができる。

- 2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。
- 3 保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年の期間内とし、修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降の期間内とする。
- 4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。
- 5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。
- 6 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

### 第3 実習施設の選定等

- 1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。  
特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。
- 2 指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合に当たっては、保育士が直接入所者の指導に従事している施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。

- 3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その長及び保育士のうちから実習指導者を定めるものとする。これらの実習指導者は、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡をとるよう努めるものとする。
- 4 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。
- 5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

(別紙3)

「教科目の教授内容」

1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

2 教科目

<必修科目>

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

- 社会福祉（講義 2単位）
- 社会福祉援助技術（演習 2単位）
- 児童福祉（講義 2単位）
- 保育原理（講義 4単位）
- 養護原理（講義 2単位）
- 教育原理（講義 2単位）

【保育の対象の理解に関する科目】

- 発達心理学（講義 2単位）
- 教育心理学（講義 2単位）
- 小児保健（講義・実習 5単位）
- 小児栄養（演習 2単位）
- 精神保健（講義 2単位）
- 家族援助論（講義 2単位）

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

- 保育内容（演習 6単位）
- 乳児保育（演習 2単位）
- 障害児保育（演習 1単位）
- 養護内容（演習 1単位）

【基礎技能】

- 基礎技能（演習 4単位）

【保育実習】

- 保育実習（実習 5単位）

【総合演習】

- 総合演習（演習 2単位）

<選択必修科目>

- 保育の本質・目的の理解に関する科目
- 保育の対象の理解に関する科目
- 保育の内容・方法の理解に関する科目
- 基礎技能
- 保育実習Ⅱ（実習 2単位）
- 保育実習Ⅲ（実習 2単位）

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

社会福祉（講義・2単位）

<目 標>

1. 現代社会における社会福祉の意義、理念について理解させる。
2. 社会福祉の法体系、制度及び行財政の要旨を理解させる。
3. 社会福祉サービス体系における公私の役割活動について理解させる。
4. 社会福祉援助技術及び福祉専門職の役割について理解させる。
5. 社会福祉の関連領域－医療福祉・地域福祉・ボランティア活動の概要を把握させる。
6. 現代における利用者保護制度（第三者評価、苦情解決、権利擁護、情報提供等）を理解させる。

<内 容>

1. 現代社会と社会福祉の意義
  - (1) 社会福祉の理念と概念
  - (2) 社会福祉の対象と主体
  - (3) 社会福祉ニーズの変容
  - (4) 社会福祉の発展
2. 社会福祉の法体系と実施体系
  - (1) 社会福祉法制の体系
  - (2) 社会福祉のサービス実施体系
  - (3) 社会福祉サービスの評価と情報提供
  - (4) 社会福祉の財政と費用負担
  - (5) 社会福祉サービスにおける公私の役割
  - (6) 社会保障及び関連制度の概要
3. 社会福祉援助技術の概要
  - (1) 社会福祉援助技術の発展経緯
  - (2) 社会福祉援助技術の形態と方法
  - (3) 社会福祉援助活動の動向
4. 社会福祉専門職
  - (1) 社会福祉従事者の概要
  - (2) 社会福祉従事者の専門性と倫理
  - (3) 保健・医療関係分野の専門職との連携
5. 社会福祉の動向
  - (1) 少子高齢社会への対応
  - (2) 在宅福祉・地域福祉の推進
  - (3) 社会福祉基礎構造改革の進展
  - (4) ボランティア活動の推進
  - (5) 諸外国の動向
6. 利用者保護制度の概要
  - (1) 第三者評価
  - (2) 苦情解決
  - (3) 権利擁護
  - (4) 情報提供

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

社会福祉援助技術（演習・2単位）

<目 標>

1. 保育実践にとって必要な社会福祉援助技術の概要と歴史を理解させる。
2. 社会福祉援助技術の方法及び内容について理解させる。
3. 人権の尊重、自立支援、秘密保持等の基本姿勢について理解させる。
4. 保育士の職務として活用する機会の多い個別及び集団援助技術を事例を用いた演習形態で学び、またコミュニティーワーク、ケアマネージメントについても理解させる。

<内 容>

1. 保育と社会福祉援助技術
  - (1) 社会福祉援助技術の意味
  - (2) 社会福祉援助技術の方法
  - (3) 保育と社会福祉援助技術の関係
2. 社会福祉援助技術の発展過程
3. 個別援助技術（ケースワーク）
  - (1) 個別援助技術の意義と機能
  - (2) 個別援助技術の構成要素
  - (3) 個別援助技術の原則
  - (4) 個別援助技術の展開過程
  - (5) 面接、記録、評価
  - (6) 保育場面と個別援助技術の実際
4. 集団援助技術（グループワーク）
  - (1) 集団援助技術の意義と機能
  - (2) 集団援助技術の援助媒体
  - (3) 集団援助技術の展開過程
  - (4) 保育場面と集団援助技術の実際
5. 地域援助技術（コミュニティーワーク）
  - (1) 地域援助技術の意義と機能
  - (2) 地域援助技術の基本的性格
  - (3) 地域援助技術の具体的実践例
6. ケアマネージメント
7. 事例研究（演習）
  - (1) 保育所における児童・家族への援助
  - (2) 保育所以外の児童福祉施設における児童・家族への援助

※教授に当たっては、導入時期においては講義形式で授業を行うことは差し支えないが、全体としては演習的展開とすること。

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

児童福祉（講義・2単位）

<目 標>

1. 児童福祉の意義及び歴史的展開過程について理解させる。
2. 児童福祉の法律、制度、福祉機関・施設を体系的に理解させる。
3. 児童福祉サービスの現状と課題を理解させる。
4. 児童福祉の専門職としての保育士の役割を理解させる。
5. 児童、家族に対する相談援助活動について理解させる。

<内 容>

1. 児童福祉の意義とその歴史的展開
  - (1) 児童福祉の概念
  - (2) 児童福祉の理念
  - (3) 現代社会と児童
2. 児童福祉に関する制度と福祉機関・施設
  - (1) 児童福祉に関する法律
  - (2) 児童福祉の制度
  - (3) 児童福祉の機関
  - (4) 児童福祉の施設
  - (5) 児童福祉の費用
3. 児童福祉の現状と課題
  - (1) 少子化と子育て支援サービス
  - (2) 健全育成
  - (3) 母子保健
  - (4) 保育
  - (5) 養護と虐待の防止
  - (6) 障害児
  - (7) 少年非行・情緒障害
  - (8) ひとり親家庭
  - (9) 現代の児童福祉の課題と展望
  - (10) 諸外国の現状
4. 児童福祉の実践と児童福祉従事者
  - (1) 児童福祉の専門職
  - (2) 児童福祉の専門援助技術
  - (3) 児童福祉サービス関連機関との連携
5. 相談援助活動

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

保育原理（講義・4単位）

<目 標>

1. 保育の意義について明確な認識をもたせ、その依拠する原因を理解させる。
2. 保育の場について、その歴史と類型について理解させる。
3. 保育所における保育の原理と特性、環境、方法について理解させる。
4. 発達過程に応じた保育について理解させる。
5. 保育所における保育の健康・安全について理解させる。
6. 保育所における多様な保育ニーズについて理解させる。
7. 保育所と家庭、地域との連携について理解させる。
8. 保育所における相談援助の基本原理と実践について理解させる。
9. 保育所における自己評価について理解させる。

<内 容>

1. 保育の本質
  - (1) 保育の意義とその思想
  - (2) 保育の目標
  - (3) 子どもの発達特性
  - (4) 保育の原理
2. 保育の場
  - (1) 家庭
  - (2) 保育施設
  - (3) 家庭的保育
3. 保育の歴史と現状
4. 保育所保育の原理
  - (1) 保育の特性
  - (2) 保育の目標
  - (3) 保育の方法
  - (4) 保育の環境
5. 保育所保育の内容
  - (1) 保育の内容構成の基本方針
  - (2) 養護に関わるねらい及び内容
  - (3) 教育に関わるねらい及び内容
6. 保育所保育の計画
  - (1) 保育の計画作成上の基本的視点
  - (2) 保育課程と指導計画
  - (3) 保育の計画作成上の留意事項
7. 発達過程に応じた保育と指導計画
  - (1) 3歳未満児の保育と指導計画
  - (2) 3歳以上児の保育と指導計画
8. 保育所の健康・安全上の留意事項
  - (1) 健康上の留意事項
  - (2) 安全上の留意事項
9. 多様な保育ニーズへの対応上の留意事項
  - (1) 入所児童の多様な保育ニーズへの対応
  - (2) 地域における子育て支援
10. 子育てに関する相談援助活動
  - (1) 子育て支援ニーズと相談援助活動

- (2) 相談援助の基本原則
- (3) 保育所における相談援助活動
- (4) 地域における相談援助ネットワーク

11. 保育所における自己評価

- (1) 保育士の自己評価
- (2) 保育所の自己評価
- (3) 職員の研修と資質の向上

12. 家庭、地域との連携

- (1) 保育における連携の意味
- (2) 家庭との連携
- (3) 幼稚園・小学校との連携

13. 保育士の資質と任務

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

養護原理（講義・2単位）

<目 標>

1. 社会的養護が必要となる養護問題の現状や背景などを理解させる。
2. 社会的養護の体系や児童福祉施設などの役割について理解させる。
3. 児童福祉施設などにおける養護の実際を理解させる。
4. 児童福祉施設援助者としての保育士の役割や援助について理解させる。
5. 児童観や施設養護観を養う。

<内 容>

1. 児童養護の概念
  - (1) 家庭や社会の役割
  - (2) 社会的養護を必要とする子どもたち
  - (3) 児童養護の歴史
  - (4) 児童養護の体系
    - 家庭、施設、里親
2. 施設における児童養護
  - (1) 施設養護の特質
  - (2) 施設養護の基本原則
    - 個別化、親子関係の尊重と調整、集団の活用
3. 施設養護の実際
  - (1) 日常生活及び自立に向けての援助
  - (2) 治療的・支援的援助（心の傷を癒したり、心を育むための、また障害を支えるための援助）
  - (3) 親子関係・学校・地域などとの関係調整
4. 児童福祉施設の運営・管理と援助者
  - (1) 援助(養護)の理念
  - (2) 児童福祉施設の運営・管理
  - (3) 児童福祉施設援助者としての資質
  - (4) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術
  - (5) スーパービジョンとチームワーク
  - (6) 倫理の確立
5. 今後の課題

【保育の本質・目的の理解に関する科目】

<科目名>

教育原理（講義・2単位）

<目 標>

1. 教育の意義・目的及び児童福祉との関連性について理解させる。
2. 教育の基礎的概念、理論、歴史について学び、教育に関する体系的知識を習得させる。
3. 教育の制度と基本的な実践原理及び指導原理について理解させる。
4. 生涯学習社会における教育の在り方について考える。
5. 教育的な思考や態度を習得させる。

<内 容>

1. 教育の意義、目的及び児童福祉との関連性
  - (1) 教育の意義と目的
  - (2) 教育と児童福祉の関連性
2. 教育の基礎的概念と諸理論
  - (1) 諸外国の教育理論
  - (2) 日本の教育理論
  - (3) 幼児教育の理論
3. 教育の歴史
  - (1) 諸外国の教育史
  - (2) 日本の教育史
  - (3) 子ども観と教育観の変遷
4. 教育の制度
  - (1) 教育制度の基礎
  - (2) 教育法規・教育行政の基礎
  - (3) 諸外国の教育制度
5. 教育の実践
  - (1) 教育の内容
  - (2) 教育の方法
  - (3) 教育指導の原理と形態
6. 生涯学習社会における教育
  - (1) 生涯学習の基礎
  - (2) 生涯学習社会における教育
7. 現代の教育問題

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

発達心理学（講義・2単位）

<目 標>

1. 保育は子どもがよき大人に発達するように援助する営みである。その子どもの発達について理解させる。
2. 人間の受精・誕生から死までの発達を理解させる。
3. 発達期の特徴を理解させる。
4. 子どもの将来に影響を及ぼす保育士と子どもとの連鎖的關係を理解させる。
5. 「保育所保育指針」の発達項目を理解させる。

<内 容>

1. 発達心理学の方法と考え方
  - (1) 何のために発達心理学を学ぶか
  - (2) 一人一人の子どもの発達を正確にとらえる必要性を理解させる。
  - (3) 人間の発達を生涯発達の視点からとらえ、それぞれの「発達段階」を理解させる。
2. 初期経験の重要性
  - (1) 知能・性格・感情の基本を形成する乳幼児期の経験について理解させる。
  - (2) 野生児の事例、動物実験の事例から発達の課題について理解させる。
3. 発達期の特徴
  - (1) 胎児期
  - (2) 新生児期
  - (3) 乳児期
  - (4) 幼児期
  - (5) 児童期
  - (6) 青年期
  - (7) 成人期から老人期
4. 乳幼児期における発達援助のあり方（保育所保育指針の発達項目）

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

教育心理学（講義・2単位）

<目 標>

1. 養護とともに保育を構成する要素としての教育の過程における心理学的法則や事実の理解及び、より効果的な保育を展開するために教育心理学の基本的事項について理解させる。
2. 生涯発達の観点により幼児期から青年期までの保育と教育の関連を把握できるようにするとともに、子ども一人一人の発達に対応した教育的対応についての理解を深めさせる。
3. 子育て支援の一環としての保育における教育的要素に関する相談に対応できる能力を養成する。

<内 容>

1. 教育心理学とは何か
  - (1) 教育心理学とは何か
  - (2) 保育における教育心理学
  - (3) 教育心理学の方法
2. 発達
  - (1) 生涯発達の発達観
  - (2) 発達段階と個人差
  - (3) 発達課題と個人差
3. 学習
  - (1) 学習の過程
  - (2) 学習の理論
4. 知的能力と人格
  - (1) 知能と学力
  - (2) 知能の測定
  - (3) 知能と創造性
5. 集団と個人
  - (1) 保育における集団と個人
  - (2) 集団の種類と構造
  - (3) 集団の役割とその指導

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

小児保健（講義・実習 5単位）

<目 標>

1. 生命の保持と情緒の安定を図る保育における小児の健康の意味を認識し、保育実践における保健活動の重要性を理解させる。
2. 今日、発生している小児の心身の健康問題の原因が、養育環境や養育方法に有ることを認識し、それらの問題に適切に対処できるようにさせる。
3. 小児の健康状態を、個人生活と保育生活等の集団生活のレベルで理解させる
4. 小児の疾病異常や事故の特徴とその予防について理解し、さらに緊急時の基礎的対応を可能にさせる。
5. 小児の健康が家庭や地域との密接な関係があることを認識し、家庭や地域との連携を通じた保健活動の重要性を理解させる。

<内 容>

1. 小児の健康と小児保健の意義と目的
  - (1) 小児の健康の定義と健康に影響する要因
  - (2) 小児の健康と保育との関係
  - (3) 小児の健康と家庭・地域との関連
  - (4) 小児の健康指標と小児保健水準
2. 小児の発育・発達と生活の支援
  - (1) 身体発育の特徴とその評価
  - (2) 精神運動機能発達の特徴とその評価
  - (3) 生理機能と小児の生活
  - (4) 発育・発達を促す保育の実際
3. 小児の食生活と栄養
  - (1) 小児の栄養の意義
  - (2) 小児各時期の食生活の実際
4. 心身の健康増進の意義とその実践
  - (1) 小児各時期の健康づくりの意義
  - (2) 小児各時期の健康づくりの実際
5. 小児の疾病とその予防対策
  - (1) 小児期の健康状態の評価
  - (2) 小児の疾病の特徴と小児期に多く見られる疾病
  - (3) 心身の状態と保育現場に必要な応急処置
  - (4) 予防接種
  - (5) 養育上問題と心身の健康
  - (6) 疾病異常と支援体制
6. 事故と安全対策
  - (1) 小児の事故の特徴
  - (2) 事故と心身の被害と救急処置
  - (3) 事故防止対策と安全教育
  - (4) 事故や災害と精神保健
7. 児童福祉施設における保健対策
  - (1) 児童福祉施設における保健活動の基本的方針
  - (2) 各種の児童福祉施設の特徴と健康管理の実際
  - (3) 保健活動における連携
8. 母子保健対策と保育
  - (1) 地域・母子保健の意義

- (2) 母子保健サービスの実際
- (3) 母子保健サービスと保育との連携

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>  
小児栄養（演習・2単位）

- <目 標>
1. 小児期の栄養と食生活は生涯にわたる健康と生活の基礎であることを理解し小児期から成人にいたる一貫した食生活の意義を理解させる。
  2. 保育者として、保育との関連のなかで、小児に適切な食事が提供できることの意義を理解させる。
  3. 保育者として、保育における食生活が心の健康にも影響することを理解させる。
  4. 食生活が、家族の健康や生活、地域との密接な関係があることを理解させる
  5. 食生活を通じて、生活全般や環境の望ましい姿を理解させる。

- <内 容>
1. 小児の健康な生活と食生活の意義
    - (1) 小児の心身の健康や生活と食生活の関係
    - (2) 家庭・地域における食生活の実態と小児の食生活
  2. 小児の発育・発達と食生活
    - (1) 身体発育・精神運動機能発達と栄養・食生活
    - (2) 食べる機能・消化吸収機能発達と栄養・食生活
  3. 栄養に関する基本的知識
    - (1) 栄養素、栄養生理、代謝に関する基本的知識
    - (2) 栄養所要量の意義とその活用
    - (3) 小児の集団生活と献立作成・調理の基本
    - (4) 栄養状態の評価
  4. 妊娠・授乳期の食生活
    - (1) 妊娠のメカニズムと正常な妊婦の食生活
    - (2) 母乳分泌と母乳分泌促進の食生活
    - (3) 妊娠・分娩の異常と食生活
    - (4) 胎児と食生活
  5. 乳児期の食生活
    - (1) 乳児期の心身の特徴と食生活の関係
    - (2) 乳汁栄養（母乳栄養・人工栄養・混合栄養）
    - (3) 離乳の意義とその実践
    - (4) 乳児期の栄養上の問題と健康への対応
  6. 幼児期の食生活
    - (1) 幼児期の心身の特徴と食生活の関係
    - (2) 幼児期の食生活の特徴とその実践
    - (3) 間食の意義とその実践
    - (4) 幼児期の栄養上の問題と健康への対応
  7. 学齢期・思春期の食生活
    - (1) 学齢期・思春期の心身の特徴と食生活
    - (2) 学齢期・思春期の具体的な食生活
    - (3) 学校給食と栄養教育
  8. 小児期の疾病と食生活
    - (1) 小児の疾病の特徴と食生活
    - (2) 摂食障害と食生活のあり方
    - (3) 症状別の食生活
    - (4) 食事療法

(5) 不適切な食生活と健康障害

9. 障害をもつ小児の食生活

(1) 障害の特徴と食生活

(2) 障害児の食生活の実際

10. 児童福祉施設における食生活

(1) 児童福祉施設の特徴と食生活の基本

(2) 児童福祉施設の給食の基本的方針

(3) 食事による健康障害とその予防

(4) 栄養・食生活に関する教育や指導

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

精神保健（講義・2単位）

<目 標>

1. 小児の精神発達の様相とそれを促す適切な保育のあり方を理解させる。
2. 虐待、いじめ等の心の健康障害の実態を認識し、保育における適切な対処のあり方について理解させる。
3. 単に精神医学的対応のみならず、小児各時期の健全育成を基盤とした保育の必要性を理解させる。
4. 小児の心の健康に関して家庭・地域・保育の連携の重要性を理解させる。

<内 容>

1. 小児の精神機能発達と精神保健
  - (1) 精神発達と脳神経系器官の成熟
  - (2) 心の健康に影響する要因
2. 小児の生活環境と精神保健
  - (1) 家族関係と小児期の精神保健
  - (2) 文化・教育環境と小児期の精神保健
  - (3) 社会環境と小児期の精神保健
3. 小児各時期の精神保健
  - (1) 身体と精神保健の関係
  - (2) 乳児期の精神保健
  - (3) 幼児期の精神保健
  - (4) 学齢期の精神保健
  - (5) 思春期の精神保健
4. 小児の心の健康障害
  - (1) 小児各時期の精神障害の特徴
  - (2) 心の健康障害と小児の養育のあり方
5. 小児期の精神保健活動
  - (1) 精神医学と保育の連携
  - (2) 子育て支援対策と心の健康づくり
  - (3) 児童福祉施設における心のケア
  - (4) 地域精神保健活動と保育

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

家族援助論（講義・2単位）

<目 標>

1. 保育所のもつ「子育て支援」を重要な社会的役割として理解し、児童・親を含めた家族が保育の対象であることを理解させる。
2. 「子育て支援」は保育所だけでなく、その他の児童福祉施設の親についても同様に必要とされることを理解させる。
3. 現在の家族を取り巻く社会環境における家庭生活、とくにその人間関係（夫婦・親子・きょうだい）のあり方を理解すること及びそれをふまえて適切な「相談・助言」を行うことは「子育て支援」のために欠かせないものであることを理解させる。
4. 1～3を踏まえ、それぞれの家族のニーズに応じた多様な支援対策を提供するため、児童福祉の基礎となる家族の福祉を図るための種々の援助活動及び関係機関との連携について理解させる。

<内 容>

1. 家族とは何か
  - (1) 家族の意味（定義）
  - (2) 家族の機能
2. 家族をとりまく社会的状況と支援体制
  - (1) 都市化
  - (2) 核家族化・少子化
  - (3) 男女共同参画社会の進展
  - (4) 家族の福祉を図るための社会資源
3. 今日における家族生活（家族関係）
  - (1) 夫婦関係（子どもから見た両親のあり方）
  - (2) 親子関係
  - (3) きょうだい関係
4. 「子育て支援」としての家族対応
  - (1) 「子育て」から見た家族の課題
  - (2) 子育て支援の意義
  - (3) 子育て支援サービスの範囲
  - (4) 「相談・助言」という「子育て支援」
  - (5) 虐待などへの対応
  - (6) 子育て支援サービスの課題
  - (7) 子育て支援サービスの具体的展開
  - (8) 子育て支援における関係機関との連携

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<科目名>

保育内容（演習・6単位）

<目 標>

1. 「保育内容」とは、保育所において保育の目標を達成するために展開される全ての内容を意味するものであることを理解させる。
2. 領域別（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の教科の学びと共に、それらを総合的にとらえる視点を養い、保育の全体構造の理解に基づいて、子どもの理解や保育方法について学ばせる。
3. 保育士として、発達過程に即して子ども理解することと、総合的に指導・援助が行えるよう実践的な力を習得させる。
4. 「保育内容」は、5領域を視野に入れた教科（5領域に区分、5領域にとらわれず区分のいずれも可）と、それらの教科を統合する「保育内容総論」から構成されることが望ましい。

<内 容>

1. 保育の基本と保育内容
  - (1) 保育の基本と内容・方法を理解させる
  - (2) 全体構造の中で保育内容をとらえる
2. 保育内容の歴史の変遷
3. 子どもの発達と保育内容
  - (1) 子どもの発達の捉え方と保育内容
  - (2) 保育所保育指針の発達観
  - (3) 保育所保育指針での保育内容の構成
    - ア 養護に関わるねらい及び内容
    - イ 教育に関わるねらい及び内容
    - ウ 養護と教育の一体性
4. 子どもの活動と保育環境・子どもの活動と援助
  - (1) 子どもの活動の捉え方と環境
  - (2) 保育の環境とは・環境構成とは
  - (3) 保育者の援助とは
  - (4) 遊びを通しての総合的指導とは
5. 保育の計画と評価
  - (1) 保育課程の編成
  - (2) 指導計画の作成
  - (3) 保育の展開と自己評価
6. 保育内容の課題
  - (1) 多様な保育ニーズへの対応と保育内容
  - (2) 幼稚園・小学校との連携
  - (3) 保育内容を学び・研究する保育者

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<科目名>

乳児保育（演習・2単位）

<目 標>

1. わが国における乳児保育の変遷と保育所・乳児院・家庭の現状を確認しながら、保育所や乳児院の果たす役割、乳児保育を担当する保育者としての役割を自覚させる。
2. 保育所や乳児院で乳児保育を担当する保育士として必要な乳児保育の理論や知識・技術の基本を具体的な事例を通して理解させる。
3. 広く乳児期（3歳未満児）の発達と保育について学びながら、そこにおける大人の役割について、事例をもとに具体的に理解させる。
4. 乳児を集団で保育することについて、保育現場での具体的な課題を、討議しながら考え問題解決の方法を理解させる。

<内 容>

1. 乳児保育の意義
  - (1) 乳児・乳児保育の概念
  - (2) 保育ニーズと乳児保育の考え方の基本
2. 乳児保育の発展の経緯と現状
  - (1) 乳児に対する保育観の変遷
  - (2) 乳児保育の一般化への過程
  - (3) 保育所・乳児院の役割と乳児保育の位置づけ
3. 乳児の発達と保育
  - (1) 0歳児の発達と保育（新生児期、0歳児前期、0歳児後期）
  - (2) 1歳児の発達と保育
  - (3) 2歳児の発達と保育
  - (4) 乳児の発達と保育（援助の基本的視点の獲得）
4. 乳児の発達と保育
  - (1) 乳児保育の計画（保育課程、指導計画）
  - (2) 保育形態と保育の環境構成
  - (3) 職員の協力体制
  - (4) 家庭・他機関・家庭的保育・地域との連携
5. 保育の計画と記録・自己評価
  - (1) 記録・自己評価
  - (2) 保育士の専門性
6. 今後の課題

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<科目名>

障害児保育（演習・1単位）

<目 標>

1. 一般の保育と障害児保育との連続性に気づかせ、一人ひとりの発達上の課題に対しての特別な保育ニーズと支援を明らかにする観点からの障害理解を促す。
2. 障害児保育を支える理念に関して理解を深め、併せて、保育所、障害乳幼児通園施設等での保育の変遷と現状、及び今後の課題を理解させる。
3. 様々な障害についての理解を促し、個別的な保育上の留意点について学習させる。
4. 障害児保育場面における、日常生活動作、食事動作、排泄動作、更衣動作など具体的な保育方法について理解させる。
5. 相談機関などの種類と内容を理解すると共に、障害児への個別的援助の概略と保護者を中心とした支援の内容に関して理解を深めさせる。

<内 容>

1. 障害児保育を支える理念  
インテグレーション、メインストリーミング、ノーマライゼーション、インクルージョン
2. 障害児を取り巻く保育の現状
  - (1) 保育の現状と課題
  - (2) 専門機関とのよりよい連携
3. 様々な障害の理解と個別配慮
  - (1) 障害の種類とその特徴
  - (2) 保育現場での留意事項
4. 個に応じた保育支援  
遊びや対人関係の援助、食事動作、排泄動作、更衣動作などの生活動作に関する具体的な保育技術
5. 家庭に対する支援  
家庭との連携と協力

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<科目名>

養護内容（演習・1単位）

<目 標>

1. 模擬的に居住型の児童福祉施設などを利用している児童の立場になったり生活プログラムを作成するなどの演習をとおして、日常的に展開されている具体的な児童の生活や援助者の援助を理解させる。
2. 児童の心身の成長や発達を保障し援助するために必要な知識や技能を習得させる。
3. 児童観や施設養護観を養う。

<内 容>

1. 児童福祉施設利用者
  - (1) 家庭環境により家庭で生活することができない子どもたち
  - (2) 心身に障害があるために専門的なケアを必要とする子どもたち
2. 援助(養護)の内容
  - (1) 基本的な日常生活の援助
  - (2) 心の傷を癒したり、心を育むための援助
  - (3) 親子関係を調整するための援助
  - (4) 学校や地域などとの関係を調整するための援助
  - (5) 自己実現・自立への援助
3. 援助(養護)の理念
  - (1) 子どもの最善の利益
  - (2) 生存と発達の保障
  - (3) 権利擁護
4. 児童福祉施設援助者
  - (1) 児童福祉施設の援助者としての資質、倫理
  - (2) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術
6. 今後の課題

【基礎技能】

<科目名>

基礎技能（演習・4単位）

<目 標>

1. 保育の内容を理解し展開するために必要な知識や技能を習得させる。
2. 音楽及び造形に関する基本的な知識や技能を身につけ、それらに関する様々な活動を通して楽しさや喜びを体験し、保育の中で取り扱う教材やそれらを展開するために必要な知識や技能を習得させる。
3. 身体運動に関する基本的な知識を理解するとともに、身体能力や運動技能を高める。また、保育の中で取り上げる運動遊びに関する教材を作成したり、それらに必要な知識や技能を習得させる。

<内 容>

1. 音楽に関する基本的な知識や技能
  - (1) 楽譜を読むために必要な基本的な知識
  - (2) 歌い、演奏するために必要なソルフェージュや器楽に関する知識や技能
  - (3) 様々な音楽活動を通しての楽しさや喜びの経験
  - (4) 子どもの歌、簡易楽器、ピアノなど器楽による伴奏法など保育実践において必要な知識や技能
2. 造形に関する基本的な知識や技能
  - (1) 造形活動を行う上で必要な材料や道具などに関する基本的な知識
  - (2) 描き造るために必要な絵画や工作、彫塑などに関する知識や技能
  - (3) 様々な造形活動を通しての楽しさや喜びの経験
  - (4) 造形玩具、遊具、ペーパサート、影絵など保育実践において必要な知識や技能
3. 体育に関する基本的な知識や技能
  - (1) 身体運動に関する基本的な知識と技能
  - (2) 保育実践において必要な知識や技能
  - (3) 運動遊びにおける安全管理

【保育実習】

<科目名>

保育実習（実習・5単位）

<目 標>

1. 児童福祉施設の内容、機能等を実践現場での体験を通して理解させる。
2. 既習の教科全体の知識・技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用力を養う。
3. 保育士としての職業倫理と子どもの最善の利益の具体化について学ばせる。

<内 容>

【保育実習指導（1単位）】

（ねらい）

保育実習を円滑に進めていくための知識・技術を習得し、学習内容・課題を明確化するとともに、実習体験を深化させる。

（内 容）

1. 事前指導として学内において講義や視聴覚学習等を用いた演習を行い、また実習施設において見学・オリエンテーション等を行う。とりあげる内容は次の通りである。
  - (1) 保育実習の意義・目的・内容の理解
  - (2) 保育実習の方法の理解
  - (3) 実習の心構えの理解。特に個人のプライバシーの保護と守秘義務、子どもの人権尊重についての理解。
  - (4) 実習課題の明確化
  - (5) 実習記録の意義・方法の理解
  - (6) 実習施設の理解
2. 実習中に巡回指導を行い、実習施設の実習指導担当者との連携のもとに、実習生へのスーパービジョンを行う。
3. 実習終了後に、事後指導として実習総括・評価を行い、新たな学習目標を明確化させる。

【保育所における実習（2単位）】

（ねらい）

保育所の生活に参加し、乳幼児への理解を深めるとともに、保育所の機能とそこでの保育士の職務について学ばせる。

（内 容）

1. 実習施設について理解させる
2. 保育の一日の流れを理解し、参加させる
3. 子どもの観察や関わりを通して乳幼児の発達を理解させる
4. 保育課程・指導計画を理解させる
5. 生活や遊びなどの一部分を担当し、保育技術を習得させる
6. 職員間の役割分担とチームワークについて理解させる
7. 記録や保護者とのコミュニケーションなどを通して家庭・地域社会を理解させる
8. 子どもの最善の利益を具体化する方法について学ばせる
9. 保育士としての倫理を具体的に学ばせる
10. 安全及び疾病予防への配慮について理解させる

【居住型児童福祉施設等における実習（2単位）】

（ねらい）

居住型児童福祉施設等の生活に参加し、子どもへの理解を深めるとともに、居住型児童福祉施設等の機能とそこでの保育士の職務について学ばせる。

（内 容）

1. 実習施設について理解させる
2. 養護の一日の流れを理解し、参加させる
3. 子どもの観察や関わりを通して、子どものニーズを理解させる
4. 援助計画を理解させる
5. 生活や援助などの一部分を担当し、養護技術を習得させる
6. 職員間の役割分担とチームワークについて理解させる
7. 記録や保護者とのコミュニケーションなどを通して家庭・地域社会を理解させる
8. 子どもの最善の利益についての配慮を学ばせる
9. 保育士としての職業倫理を理解させる
10. 安全及び疾病予防への配慮について理解させる

【総合演習】

<科目名>

総合演習（演習・2単位）

<目 標>

1. 保育に関する自発的、科目横断的な学習能力を習得させる。
2. 保育に関する現代的課題について、問題等の現状分析・検討を行わせる。
3. 問題解決のための対応、判断方法等について検討させる。
4. 必修科目（総合演習を除く。以下同じ。）及び選択必修科目の履修状況を踏まえ、保育士として必要な知識技能を修得したことを確認させる。

<内 容>

「総合演習」は、次の①又は②のいずれかを実施するものとする。

- ① 保育にかかわる課題の中から一以上のものに関する分析、検討を行うと共に、その課題について、児童や保護者を援助するための技術、方法について学修させるものとする。さらに、問題を発見し、その問題を解決する過程を理解し、解決内容について再検討する手法を取得させることをも目的とする。
- ② 総合演習を履修する者の必修科目及び選択必修科目の履修状況を踏まえ、保育士として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。

【参考例】

①について

（課題）

1. 少子化への対応
2. 虐待及びそれに伴う世代間連鎖について
3. 長時間保育と子どもの発達について
4. 少子高齢化と世代間交流

（教授方法）

1. テーマごとのディスカッション
2. 研究発表
3. 研究発表

②について

（必要な知識技能を修得したことを確認するための授業内容・方法）

1. イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
2. 保育士の意義や役割、職務内容、児童に対する責任等についてのグループ討論。ロールプレイング
3. 社会性、対人関係能力、児童理解等についてのグループ討論
4. 保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
5. 資質能力の確認、まとめ

【保育実習】

<科目名>

保育実習Ⅱ（実習・2単位）

<目 標>

1. 保育所の保育を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得させる。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、子育てを支援するために必要とされる能力を養う。

<内 容>

1. 保育全般に参加し、保育技術を習得させる。
2. 子どもの個人差について理解し、対応方法を習得させる。特に発達の遅れや生活環境にともなう子どものニーズを理解し、その対応について学ばせる。
3. 指導計画を立案し、実際に実践させる。
4. 子どもの家族とのコミュニケーションの方法を、具体的に習得させる。
5. 地域社会に対する理解を深め、連携の方法について具体的に学ばせる。
6. 子どもの最善の利益への配慮を学ばせる。
7. 保育士としての職業倫理を理解させる
8. 保育所の保育士に求められる資質・能力・技術に照らし合わせて、自己の課題を明確化させる。

【保育実習】

<科目名>

保育実習Ⅲ(実習・2単位)

<目標>

1. 児童福祉施設(保育所以外)、その他社会福祉施設の養護を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得させる。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、子育てを支援するために必要とされる能力を養う。

<内容>

1. 養護全般に参加し、養護技術を習得させる。
2. 子どもの個人差について理解し、対応方法を習得させる。特に発達の遅れや生活環境にともなう子どものニーズを理解し、その対応について学ばせる。
3. 援助計画を立案し、実際に実践させる。
4. 子どもの家族とのコミュニケーションの方法を、具体的に習得させる。
5. 地域社会に対する理解を深め、連携の方法について学ばせる。
6. 子どもの最善の利益を具体化する方法について学ばせる。
7. 保育士としての倫理を具体的に学ばせる。
8. 児童福祉施設等の保育士に求められる資質・能力・技術に照らし合わせて、自己の課題を明確化させる。